

会議録（要旨）

- 1 会議名 令和5年度第2回北九州市障害者施策推進協議会
- 2 会議種別 付属機関
- 3 議題
 - ・ 諮問 「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」の一部改正について
 - ・ 「（次期）北九州市障害者支援計画」の計画（案）について
- 4 開催日時 令和5年7月24日（月）
18時30分 ～ 20時20分
- 5 開催場所 総合保健福祉センター 2階 講堂
（北九州市小倉北区馬借一丁目7番1合）
- 6 出席者氏名
 - 【委員】（50音順、敬称略）
池田委員、伊野委員、今村委員、榎委員、落野委員、小野委員、小橋委員、柴田委員、白川委員、高橋委員、田中委員、鳥越委員、中村委員（会長）、久森委員、本城委員、民田委員、森委員、山田（貴代加）委員、山田（貴広）委員（計19名）
 - 【事務局】
保健福祉局長、障害福祉部長、障害福祉企画課長、指定指導担当課長、精神保健・地域移行推進課長 等
- 7 会議経過（発言内容）
 - 諮問
 - 基本方針が変更され、共生社会の実現のためには、障害のある人に対する障害を理由とする差別は解消される必要があること、そのような差別が本人のみならずその家族等にも深い影響を及ぼすことについて、国民一人一人が認識する必要があるなど、啓発活動の重要性について新たに明記された。条例改正の検討事項に「啓発」に関する事項を追加すべきではないか。

(事務局)

啓発活動の推進については、国と連携して周知を図るというのがまずひとつ。

本市としては、障害者週間等のイベントや市政だよりを利用した周知、事業者に対しては、商工会議所等を通じて、例えばメールを使った情報配信などを活用して取り組んでまいりたい。

- 市民センターなどで、障害の理解等に関する啓発活動を行う機会もあるが、障害のある人やその家族に対する理解はまだまだといった状況である。市として啓発活動を支援していただきたい。(要望)
- 「専門相談員の育成」とあるが、今後どのように取り組んでいくのか。

(事務局)

現在、国のほうでマニュアルの整備を行っており、こうしたマニュアルを活用しながら専門相談員のスキルアップに取り組んでまいりたい。

- 専門相談員だけではなくその周りの職員等、相談業務に関わる職員全体の育成に取り組むことも必要。(意見)
- 「環境の整備に係る定義、規定の追加」というところで、環境の整備と合理的配慮が混同してしまう。環境の整備と合理的配慮の混同を防ぐために、可能な限り環境の整備についての定義を行い、努力義務規定を整備するという解釈でよろしいか。

(事務局)

環境の整備は、様々な人が利用する場所において整備をするといったものになる。例えば公共的な駅の周辺のバリアフリー化など。

合理的配慮は、個々人の要望に応じて対応するということになる。

こうした違いは条例で明確に定義して対応の仕方を周知して正しい理解を進めてまいりたい。

環境の整備については、法律の中では努力義務と規定されているため、条例においても努力義務と規定する。合理的配慮については、来年4月1日の法改正に合わせて努力義務から義務へと改正する。

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念において、「同一時点で同一の情報の取得」とあるが、マイナンバーカードの活用などで、将来的には可能となるのか。

(事務局)

現在、マイナンバーを活用した情報取得としては、携帯アプリのマイナポータルの利用などがあるが、マイナンバーカードを所持している方と所持していない方の中で情報の取得において差がある状況。

○ 根本的には、ICTの基盤整備がまずないことには進まないと思うので、そういうところも睨みながら検討していただきたい。(要望)

○ 「専門相談員」とは具体的には誰を指すのか。

(事務局)

保健福祉局障害福祉企画課内の障害者差別解消相談コーナーに配置している相談員を指す。

■分野9 9-(3)-2 (消費者安全に関するネットワークの構築)

○ 消費者の安全に関するネットワークの構築というが、消費生活センターの文言が入っていない。消費生活センターは欠かせないのではないか。

(事務局)

関係部局に計画に反映できるか確認する。

■その他

○ 各区役所の高齢者・障害者相談コーナーは障害児も対象となっているのか。それとも別に障害児の相談コーナーがあるのか。

(事務局)

高齢者・障害者相談コーナーは、子どもも含めて対応している。子どもに関して障害以外の案件については、子ども家庭相談コーナーでの対応となる。

■資料3 障害者計画の体系や施策分野の見直し

○ 情報アクセシビリティとは何か。

(事務局)

情報アクセシビリティというのは、例えば知りたいときに窓口で聞く、電話で聞く、また、資料を配るなど、いろいろな情報を便利に使えること。

■分野1 1-(1)-3 (意思決定支援の質の向上と普及)

○ 新しく「行政が主体となり」という文言が加えられているが、具体的にはどういうことをイメージしているのか。

(事務局)

意思決定支援推進は行政が主体となって継続して普及していかなければならないと考えている。今年度から意思決定支援推進事業を立ち上げ、関係団体等と連携して取り組んでいく。

■分野1 1－(3)－1 (障害のある子どもとその家族への一貫した支援の推進)

- 「子ども等の負担軽減を図る観点」というのは、子どもに直接働きかけるという意味ではなく、障害のある人の家事援助・短期入所などのサービスの提供体制を確保することによって、結果的にヤングケアラーと言われる子どもの負担を減らすという意味なのか。

(事務局)

お見込みのとおり。

■分野2 2－(1)－5 (精神医療審査会等の適正な運営)

- 「精神科病院の適正な運営を確保することを目的に、精神科病院に対して実地指導を行います」と加えた意図は何か。

(事務局)

これまでも実地指導は行っているが文言としては入れていなかった。精神保健福祉法の改正があり、虐待の通報の仕組みなどもできることから、入院されている方の人権にも配慮し、改めて加えた。

■分野3 3－(2)－1 (相談支援体制の充実)

- 「北九州市基幹相談支援センターを中心とする」と加えた意図は何か。

(事務局)

地域の相談支援体制の核となるのは基幹相談支援センターであるとして、国は市町村の設置に向け非常に力を入れている。

本市では基幹相談支援センターを10年前に設置し、総合相談という形でさまざまな相談対応を行ってきたことや、国の意向も踏まえ、今回あえて基幹相談支援センターを中心とするような表現にした。

■分野3 3－(2)－4 (北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実)

- 「相談支援事業者の事業運営等の評価」とあるが、今すでに、モデル的なものというか、検討材料があるのか。

(事務局)

具体的な評価方法はまだ模索している段階。

あえて加えたのは、こうしたことも自立支援協議会の役割としてやっていくということを提示するため。

■分野3 3-(3)-1(地域社会の仕組みづくり)

- 「北九州市孤独・孤立対策等連携協議会」とは既にあるものなのか。あるのであれば、どうの方が参画されているのか。

(事務局)

北九州市孤独・孤立対策等連携協議会は令和4年2月に立ち上げている。

孤独・孤立問題は行政だけでは対応が難しく、様々な取り組みをしているNPO法人等にも協力いただき官民連携して当たっていく必要があるということで立ち上げた。現在、市内で活動されているNPO法人や社会福祉法人など、15団体で構成している。

これまで5回協議会を開催し、各団体が顔の見える関係性をつくって、それぞれが協働できるような関係性にしていこうということで、取り組みを進めている。

- 孤独・孤立対策というのが、今、非常に重要になっている。
他の施策とも関連して何らかの展開をぜひ今後お願いしたい。(要望)

■分野3 3-(3)-1(地域社会の仕組みづくり)

- 「NPO等の関係団体や地域住民等の支援のネットワークを強化する」とあるが、地域住民等とは何を想定しているのか。民生委員等の高齢化が進み、これ以上負担をかける事が本当に可能なのか。

例えば社会福祉士の資格を持つ人に民生委員として活動してもらうなど何かしていかないと地域の支援は難しいのではないかと。

(事務局)

民生委員等地域の活動の担い手が不足してきているというのは大きな課題。

計画案は民生委員に今以上に頑張ってもらおうというよりも、むしろNPO等非常に力をつけている団体と連携して支援するといったイメージ。

地域の支援を強めていくことも課題だと認識している。様々な方法を探しながら取り組んでまいりたい。

■分野3 3-(2)-1(相談支援体制の充実)

- 「医療機関等の協力を得て」というところで、北九州市には、北九州リハビリテーション委員会という医師の団体がある。(情報提供)

■分野3 3-(1)-9 (医療ケア等の社会資源の整備促進)

- 「必要に応じて一時的に利用することができる社会資源」とは具体的に何か。

(事務局)

一時的に利用というと、ショートステイが想定される。

- 7年前、家族が急遽吸引器が必要な状態になったがどこに相談しても手に入らず、通販で購入した。

今は何か対応できるところがあるのか。

(事務局)

日常生活用具の吸引器は従前からずっと給付という形で事業運営している。

そうした個別の事例に対してどういったことができるのか、今後引き続き考えてまいりたい。

- 救急処置的なところを1箇所設けてほしい。医療センターから1つ吸引器を借りる、といった医療機関との連携でもいいと思う。

■分野4 (教育の振興 (インクルーシブ教育システムの推進))

- 特別支援学校に通う子どもが総合療育センターに入院した際、小、中学生であれば隣の小倉総合特別支援学校に一時的に通うことができるが、高校生になるとそれができなくなると聞いた。

受け入れてもらえる可能性はないのか。

(事務局)

状況を確認して後日回答する。

■分野4 4-(3)-6 (障害のある学生の受入れ実績等に関する情報公開の推進)

- 入学共通テストにおける配慮に関するところは、大学入試センターが決定する。各大学が何かを決定するというわけではない。誤解のないように。

■分野5 5-(2)-6 (市の職場での就業機会の創出)

- 市の職場での就業機会の創出に一番着目している。

川崎市では障害者活躍推進計画策定時に全職員にアンケート調査を実施し、回答結果を細かく分析している。北九州市でも川崎市のように職員の意見を基に、PDCAサイクルを構築して計画を推進していくことができないか。

(事務局)

ご意見を踏まえ、関係課と協議したい。

■分野5 5－(2)－2 (障害のある人の雇用に対する理解促進)

○ 「広く障害のある人」とあるが、一般の人は障害者イコール手帳を持っている人という認識が強く、法定雇用率に入っていない難病などのある人は就労のハードルが高い。

そこで「広く障害のある人」という文言をもう少し詳しく、法定雇用率に入っていない難病等のある人とか、手帳を持っていない障害のある人といった感じにするといいと思う。

(事務局)

委員ご指摘のとおり、法定雇用率に入るのは手帳所有者だけということで、企業側が強く意識しているのはそこになっているというところが現状としてある。

手帳を持っていない人も「広く障害のある人」ということで、文言について検討してまいりたい。

■分野5 5－(3)－2 (就労支援の充実と就労後の定着支援)

○ 「就労支援機関が医療機関等の関係機関と十分な連携を図りつつ、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します」とあるが、難病患者の就労の勉強会等で、特に雇用側の考えを聞きたいという意見が多くあり、雇用側の方を呼んで話を聞くということが増えている。

医療機関等に入っているとかもしれないが、あえて雇用側、企業側という文言を加えることで一層アピールできるのではないか。

(事務局)

委員ご指摘のとおり、各企業側等の連携も就労についての重要な位置付けとなる。

今まで雇用していない企業等、今現に雇用している企業等、それぞれ様々な意見を持っているということを踏まえ、文言について検討してまいりたい。

8 その他 傍聴者1名

9 問い合わせ先 保健福祉局 障害福祉部 障害福祉企画課 企画調整係
電話番号 093-582-2453